



島根県報

令和元年12月27日（金）

第 6 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
県営土地改良事業計画の決定	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業計画の変更	（ " ）	2
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	2

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	3
---------------	-------------	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		3
---	--	---

告 示**島根県告示第492号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和元年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
NPO法人あったかいいねつと	共生型デイサービスお天氣いいね	浜田市熱田町1129番地1	令和元年12月1日
株式会社Fromハート	ういはーと	浜田市相生町3765-18	令和元年12月1日

島根県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和元年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
福光地区農用地保全施設整備事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和元年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南北地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業（一般型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第495号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
安来市広瀬町菅原325、1648-7、1649-1から1649-4まで、1649続1、1649-6、1649-8から1649-13まで
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
安来市大塚町字松實1690番、1691番1、1692番1、1693番1、1694番1
面積 2,933.56平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市大塚町1721番地3
有限会社イズカ建設
代表取締役 井塚 雄士

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第4号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和2年1月1日から施行する。

令和元年12月27日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

育児相談料の項の次に次の1項を加える。

マタニティヨガ参加料 1回につき 1,000円